

## 保育サービス施設の整備について

### 1 主旨

平成25年4月の保育待機児童数は884人に達し、前年を98人上回る結果となった。この状況に対処するため、保育サービス施設の整備について、平成25年度の当初計画に緊急対策及び新追加対策を加え、合計1,550人分の定員拡大に取り組み、これにより、子ども計画後期計画に掲げる目標(14,140人)を1年前倒して達成することを目指している。

この間、区有地や国有地を活用した認可保育園整備、民間の土地や建物を活用した、社会福祉法人による提案型の認可保育園整備、認証保育所、家庭的保育事業の整備に向け取り組みを進めているが、現時点の整備数の見込みは1,300人程度であり、平成25年度の目標に届いていない状況にある。

そこで、提案型の追加公募を再度実施し、株式会社やNPO法人等、民間の力を最大限活用し、着実な整備計画の実現に取り組むこととする。

なお、平成25年7月以降の提案型の事業者公募については、国通知「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日付雇児発0515第12号)の主旨や、これまでの提案型の応募状況を踏まえ、株式会社やNPO法人の提案も受け付ける。

#### 【平成25年度整備量の見込み(6月27日現在)】

	当初計画	緊急対策	新追加対策	小計
計 画 数	800	250	500	1,550
見 込 数	650	47	610	1,307
増 減	150	203	110	243

現時点における見込み数。今後の応募状況、選定結果等に応じて増減する。

### 2 民間の力を最大限活用した提案型の追加公募

株式会社やNPO法人等が認可保育所を設置するに当たって、保育の質の維持・向上の観点から、以下の方策を講じることとし、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の本格実施までに体制整備を図る。

#### (1) 事業主体の適格性審査及び提案内容採択可否の判断等

これまでの認可保育所整備・運営事業者選定委員会において、学識経験者と多くの議論を交わしながら培ってきた評価基準を基本とし、法人ごとの特性にも考慮しながら審査を行う。これに加えて、運営開始後の保育内容・財務内容等の確認を継続的に行うとともに、運営費の適正な執行に向けた点検などの仕組みを拡充する。

なお、突然の閉園の際の対策を事業計画と併せて提案させるなど、閉園時の子どもや保護者への対応を事前に確認することとする。

#### (2) 保育の質の維持・向上

運営開始後の日々の運営に対する指導体制の強化や、保育の担い手である保育士の専門性を向上させる研修体系の充実、地域の様々な保育施設が、情報と専門性の共有化を通じ、連携・協力体制を築く保育ネットの活動支援など、世田谷らしい保育の質を維持・向上する仕組みをさらに拡充させる。

また、施設長や主任など保育園運営の要職について、開設後、一定期間は特段の事情がない限り変更できないこととし、変更する場合には区の同意を求める等、審査の結果判定の要素となった人事計画を安易に変更できないよう付帯条件を付した結果通知を行う。

### 3 今後の予定（提案型の追加公募）

平成25年	7月	平成25年度整備の追加公募の実施
	8月	事業者選定
	10月	事業者決定、福祉保健常任委員会の報告（事業者決定）
平成26年	4月	開園